

## 菰野町ホームページバナー広告募集要項

### 1 趣旨

この要項は、菰野町がホームページ上にバナー広告を募集するにあたり必要な事項を定めるものです。

### 2 募集の内容

バナー広告（以下「広告」という）広告主

### 3 募集期間及び方法

（１）募集期間

（２）応募方法 書留郵便又は直接持参

（３）提出書類 申込書（様式第１号） 市・町県民税又は国税の完納証明書

### 4 広告掲載の内容

（１）掲載場所

広告の場所は菰野町ホームページのトップページとする。

（２）規格及び仕様

ア 大きさ 菰野町ホームページデザインに適合するサイズとし、詳細については協議して決めるものとする。

イ 形式 G I F（アニメ可、透過G I F不可）、J P E G又はP N Gとする。

ウ 容量 10K B以下とする。

（３）掲載期間

広告の掲載期間は、申し込み１件につき１ヶ月単位とし、連続して掲載できる期間は１２ヶ月までとする。

（４）掲載料金と納入方法

ア 掲載料金 広告掲載料金は、１枠につき月額１万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、６ヶ月以上連続の掲載申し込みには、１ヶ月分、１２ヶ月連続の掲載申し込みには、２ヶ月分を減額する。

イ 納入方法 広告主は、掲載期間にかかる料金を、町が指定した納期限までに一括前納しなければならない。

### 5 応募資格

次の要件を満たしていること

（１）市・町民税又は国税を完納していること

（２）菰野町広告掲載基準第４条に該当するものでないこと

## 6 業者決定方法

(1) 菰野町広告掲載要綱第4条及び菰野町広告掲載基準に基づき、菰野町広告審査委員会において審査の上決定します。

(2) 複数の応募があった場合は、次の優先順位により広告主を決定することとし、さらに決定が困難な場合は、抽選等町長が定める方法により決定することとします。

ア 町内に事業所を有するもの

イ 上記アでないもの

採用者には文書（様式第2号）で通知します。

## 7 製作上の注意事項

(1) 菰野町広告掲載要綱、菰野町広告掲載基準を遵守すること

(2) 広告内容、色、形状等、仕様については町と協議すること

(3) 広告料には広告代理店手数料等を含むこと

(4) 製作のデザイン（入稿）は、町と協議のうえ、データで納品ができること

## 8 広告内容に関する苦情

(1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに解決に当たること

(2) 広告主の営業停止等の問題が発生した場合は、速やかに町に報告すること

## 9 広告掲載の取り消し

審査会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 広告掲載または広告主が適切でないと審査会が判断したとき

(3) (2)の場合であっても広告料は返金しない

## 10 GIFアニメ

GIFアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

(1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。

(2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

(3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

## 11 応募先・問い合わせ先

〒510-1292 菰野町大字潤田 1250 番地 菰野町役場 総務課

TEL 059 - 391 - 1100 FAX 059 - 394 - 3199